

## 有限責任中間法人日本造血細胞移植学会理事評議員選任規約（細則）

### 第1章 理事評議員選任委員会

#### 第1節

1. 理事評議員選任委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 前年度会長を委員長とし、当該年度の会長（次年度委員長）を副委員長とする。
3. 委員は理事会において評議員の中から5名選任し、看護部会からも1名選任する。
4. 委員の任期は2年とし、続けて再任はしない。
5. 委員会は以下に記す任務を遂行する。
  - ・理事選出についての実務
  - ・評議員の選任

### 第2章 理事の選任

#### 第1節 理事の選任

1. 理事の定数は20名以内とする。（定款10条1項）
2. 評議員は理事候補者になることができる。（定款11条1項）
3. 理事候補者になろうとするものは、委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を委員会に届けなければならない。（施行細則6条1項）
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を記載しなければならない。（施行細則6条2項）
5. 委員会は理事の選挙を行う定時社員総会において専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報を評議員に配付する。（施行細則6条3項）
6. 理事は定時社員総会において出席した評議員の無記名投票により決定する。（施行細則6条4項）
7. 評議員が投票する数は3名とする。（施行細則6条5項）
8. 得票数の多い者から順に、各専門科別に、内科系3名、小児科系2名、その他の臨床系1名、基礎系1名、コメディカル1名を当選者としたのち、それ以外の候補者は専門科にかかわらず、得票数の最も多かった者から順に当選者とする。得票数が同数の場合には年齢の高い者を当選とする。（施行細則6条6項）

立候補者が定数に満たない場合には理事会で選任し、社員総会の承認を得ることとする。  
専門科別人数の改定は投票前に理事会で決定し、社員総会の承認を得ることとする。
9. 理事の任期は2年とする。ただし通算8年を超えることはできない。（定款13条1項）
10. 理事の選出は2年に一度行う。（施行細則6条7項）
11. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前

回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。(施行細則6条9項)

### 第3章 評議員の選任

#### 第1節 評議員候補の資格

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。(施行細則7条)

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年度の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

#### 第2節 評議員の選任(施行細則8条)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 委員会は、理事会があらかじめ定めた当該年度の選任評議員数について理事長から報告を受ける。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、定時社員総会の5ヶ月前から3ヶ月までの期間に委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 定時社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

付則(任意団体時から通算)

平成10年12月18日施行

平成11年12月16日改定

平成12年12月 9日改定

平成13年12月21日改定

平成16年12月17日改定

平成18年 9月 7日改定

平成19年 2月15日改定